

第1回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会

議事録

日時：令和2年7月8日（水）10時00分～

場所：金沢市役所第一本庁舎7階 全員協議会室

【事務局】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより第1回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会を開会いたします。

皆様方には大変御多忙の中、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます金沢市企業局経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室の野村と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日、傍聴者の方が5名おられることをまずご報告させていただきます。

なお、本日の出席者の方につきましては、お手元の座席表をご確認ください。

事務局として、企業局次長をはじめ関係課の課長、職員及び本件の支援を行うPwCアドバイザリー合同会社のスタッフも同席させていただいております。

それでは、開会に当たりまして、山野市長よりご挨拶申し上げます。

【山野市長】 おはようございます。

九州のほうの大雪、大変心配をしております。被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。まだ復興支援云々というタイミングではありませんけれども、全国市長会等々から要請があれば、できる限りの対応をしていきたいというふうに思っています。

金沢市内におきましては、一部冠水や土砂災害はありますけれども、人身であったりだとか、生活に大きな支障があるものでは、今のところはありませんけれども、安全を確認しながらしっかりと準備をしていきたいというふうに思っています。

本日はご多用のところ、こうやってお越しいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。2016年、2017年と、電力・ガスの小売の自由化が始まりました。日本のエネルギー政策の大きな転機であったと思っています。

また一方では、大きな流れとして、人口減少というものはなかなか避けることができないのではないか、そんなことを考えたときに、電気、ガス、ともに事業者にとっては経営がますます厳しい環境になってくるものというふうに思われています。それは当然、本市にとっても同様なものであります。

国の大規模なエネルギー政策の転換をしっかりと受け止めていきながら、先ほど申し上げました人口減少等々を含めた大きな動きを捉まえていきながら、これからも安全に、そして安定、持続的に市民の皆さんにエネルギーをご利用いただくことが大切なんだと思っています。そんな視点から、あり方検討会の委員の皆様にご議論を頂きまして、令和4年4月から移譲をしていきたいという大きな方向性を頂いたところであります。

本日、本委員会は、本市にとって、市民にとって、ふさわしい事業承継者を公正、公平な審議により選定いただきますように改めてお願ひ申し上げまして、私からの挨拶といたします。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、委員の皆様をご紹介いたします。

兵庫県立大学国際商経学部教授の草薙真一様でございます。

【委員】 草薙です。よろしくお願ひします。

【事務局】 弁護士の内田清隆様でございます。

【委員】 内田です。よろしくお願ひします。

【事務局】 公認会計士の坂下清司様でございます。

【委員】 坂下です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長の青海万里子様でございます。

【委員】 青海です。よろしくお願ひします。

【事務局】 金沢経済同友会代表幹事の福光松太郎様でございます。

【委員】 福光です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 金沢商工会議所副会頭の北村哲志様でございます。

【委員】 北村でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

【事務局】 金沢市公営企業管理者の平嶋正実でございます。

【委員】 平嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 以上7名の方々となります。よろしくお願ひいたします。

委嘱状につきましては、皆様のテーブルに配付させていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、選定委員会設置要綱についてご説明いたします。設置要綱をご覧ください。

第1条には、本市のガス事業及び発電事業の事業承継者を公平かつ公正に選定するという本選定委員会の設置の目的を規定しております。

第2条には、所掌事務として、事業承継者の公募条件及び選定基準の設定などの審議事項を定めております。

以下、組織等の各項目を規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、第6条、守秘義務につきましては、具体的な内容を記載した秘密保持誓約書のご提出をお願いしたいと思っております。内容をご確認いただきまして、本会の終了時までにお名前をご記入いただきましてご提出をお願いいたします。

なお、本日は全委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、委員長の選出に入ります。

設置要綱の規定に基づき、委員長は委員の互選によりこれを定めることとされております。委員長の選出をお願いしたいのですが、どなたかご意見はございますでしょうか。お願いします。

【委員】 草薙委員がご専門でいらっしゃいますので、ぜひお願いしたらどうかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

ただいま草薙委員を委員長にというご発言を頂きましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、ご異議がないようですので、委員長は草薙委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、草薙委員、委員長席のほうにご移動をお願いいたします。

それでは、続きまして、設置要綱の規定に基づきまして、委員長代理の指名を草薙委員長にお願いしたいと思います。

【委員長】 内田委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、委員長代理につきましては、内田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の次第に移ります前に、ここで、山野市長につきましては公務の都合により退席させていただきます。

【山野市長】 よろしくお願ひいたします。

(山野市長退室)

【事務局】 本日の資料につきましては、お手元に既にお配りしてございます。

ここからは、設置要綱の規定に基づきまして、委員長が議長となり、議事進行は草薙委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 それでは、私、草薙が議事進行を務めさせていただきます。

先ほども光栄なお言葉がございましたけれども、私は学者でございまして、四半世紀以上にわたりまして公益事業法、特にエネルギー法の研究をしてまいりました。海外の事例、そして国のガスシステム改革、あるいは電力システム改革、そして競争がいかに進んでいくのかということの監視などを手伝ってまいりました。それとともに、地方自治でどのようにガス事業が営まれているのかということに大変興味を持っていろいろなお手伝いをさせていただいたところでございます。

国の考え方というのは、最終需要家に精いっぱいの便益が行き渡るように競争をしつかり導入させるということでございます。私といたしましても、この金沢の地で、最終需要家が、民間譲渡になってよかったというふうに思っていただけるように最善を尽くしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、議事の1番、会議の運営方法について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 事務局を務めさせていただきます企業局経営企画課の高橋でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

お手元に議事1の資料があると思います。こちらをご覧いただけますでしょうか。

本市では、審議会等の会議につきましては、記載の①から③までの場合を除き公開で行うこととしておりますが、本日の委員会につきまして、議事項目を踏まえまして、公開・非公開の取扱いをまずはご協議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 この議事1資料というものをご覧いただきまして、審議会の会議を行う場合に、公開・非公開、どちらでいくべきかという重要な論点がございます。

本日の議事をざっと見ましたところ、2番の事業概要、3番の事業譲渡基本方針、こういったところにつきましては、公開という形で差し支えないと考えられますけれども、4番の論点整理以降の議事につきましては、事業承継者の公募条件の設定等に関する事項でありますために、市の情報公開条例上の取扱いはどのようになりますか。この点、事務局

からご説明をお願いします。

【事務局】 先ほどの資料の2ページをご覧いただけますでしょうか。

中ほどで下線をしてある部分があると思います。こちらは情報公開条例の第7条の部分でございまして、下線の部分につきまして、まず第5号でございますが、こちらには、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき、また第6号では、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当するとき、との記載があり、4番目以降の議事はこの2つの規定に該当する可能性があると考えてございます。

なお、他都市の事例におきましては、やはり率直な意見交換等を阻害しないといった趣旨でありまして、ほとんどの事例で非公開で行われているといった状況でございます。

以上です。

【委員長】 そうしましたら、議事の4番以降は情報公開条例に該当する可能性があるほか、他の都市でも非公開になっていることが多いわけですね。

この点、いかがでしょうか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

【委員】 会議の非公開というのは、ここでの内容、ここの会議を非公開とするという考え方ですか。

【事務局】 今お諮りさせていただいているのは、本日の会議の件でございます。

【委員】 議事録的なものとか、そういうのはまた情報公開条例に該当してきますか。

【事務局】 そこにも該当してくる部分がございます。

【委員】 今日の話は、基本的に自由な討論が必要になりますし、非常にセンシティブな情報を扱うので、公開するのはちょっと難しいのかなと私は思っています。

【委員長】 委員も議事の4番目以降は難しいということでしょうか。

【委員】 はい、そうです。

【委員長】 なるほど。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 後日、議事の要旨とか、そういうものもこの部分については公開されないと理解でよろしいですか。

【委員長】 事務局、いかがですか。

【事務局】 その点につきましては、また別途ご協議いただきたいと思っております。

今のところは、今日の会議をどうするかといったところに論点を絞っていただきましてご協議いただきたいと考えております。

【委員長】 本日はざっと幅広く論点を見ていくということもございますので、例えば、後になるほど結構センシティブな話になっていくということも予想されます。そういう意味で、この会議に当たっての公開・非公開ということでは、議事の4番以降については非公開とすると。議事録の公開については、別途考えるということが事務局案ですね。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、議事の3番までは公開とし、4番以降は、本日、非公開とさせていただきます。

事務局から、報道及び傍聴の方へ、議事3までの資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

【委員長】 なお、報道関係者と傍聴席の方におかれましては、後ほど議事3番が終了した時点でご退室いただきますので、あらかじめご承知おきください。よろしくお願ひします。

続きまして、議事の2番、金沢市ガス事業・発電事業の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の議事の2の資料をご覧いただけますでしょうか。この資料に基づきまして、本市ガス事業・発電事業の概要並びに自由化の論点につきまして、まずはご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の3ページをご覧いただけますでしょうか。

最初に、ガス事業でございますが、右側のほうでは事業の沿革をお示しさせていただいております。本市におけるガス事業につきましては、明治41年に民間が立ち上げたものを大正10年に本市が譲り受け、市民生活の向上といったことで、昭和30年代以降、土地区画整理事業等に合わせまして供給区域の拡大を行ってきた状況でございます。

また、平成12年から15年までの間に、都市ガスの原料をそれまでの石油から天然ガスに切り替える熱量変更事業を行ってございます。

また、LPGガスを供給いたします簡易ガス事業といったものも昭和63年以降、金沢湖陽住宅団地など4か所で実施させていただいております。

4ページをお願いいたします。

右側の地図でございますが、この中でピンク色の太線が都市ガスの供給区域となってご

ざいます。地図の上側、真ん中辺りに港エネルギーセンターがあると思いますが、ここに現在、新潟、富山、中京方面から、原料となりますLNG、液化天然ガスをタンクローリーで輸送してまいりまして都市ガスを製造しております。そして、製造したガスについては、地図上では緑色と赤色の線でお示ししてございますが、ガスの導管を通して、各家庭や事業所等に供給しているところでございます。

なお、図の右側にあります4つの紫色の部分でございます。こちらがLPガスを供給いたします簡易ガス事業となっている地点でございます。

5ページをお願いいたします。次に、供給戸数等についてご説明させていただきます。

まず、左側のグラフの青色の折れ線でございますが、こちらが供給区域内の戸数、いわゆる一般世帯の数を表しております、これまでの人口の増加、また核家族化によりまして世帯数が増えている、それを反映して、一貫して増加傾向にあるところでございます。

反対に、その下のオレンジ色の折れ線でございます。こちらが都市ガスの供給戸数となってございまして、平成10年代初頭よりオール電化住宅の普及が非常に進んでいる、また近年では、街中におきます空き家の増加等により、供給戸数自体は減少が続いていることとなっております。

その結果、右側のグラフでございますが、こちらは供給区域内の家庭用のみの普及率をお示ししたグラフでございますが、令和元年度末で30.9%まで大きく減少する状況になっております。

では、6ページをお願いいたします。6ページは販売量の推移を表した資料となってございます。

まず、右側のグラフをご覧いただきたいのですが、こちらは用途別の販売量になってございます。一番上の水色の折れ線が家庭用の販売量を示しております、先ほどの供給戸数の減少に伴いまして、令和元年度におきましては1,207万m³まで減少しており、これを10年前と比べますと、3割近く減少する状況となってございます。

一方、その他の業務用につきましては、都市ガスは非常に利便性、また環境性といったところも評価がされているところであります、用途で若干違いはございますが、横ばいから増加の傾向といった状況となってございます。

このことによりまして、今度は左側の棒グラフをご覧いただきますと、こちらは家庭用と業務用の販売量の構成比を表しております。オレンジ色は業務用の割合でございまして、今現在は業務用が7割まで高まっている状況であります、業務用中心の需要構造に変化

している状況でございます。

7ページをお願いいたします。7ページは財務状況でございます。

左側のグラフでございますが、青色の折れ線が単年度の利益、一番下のグレーの折れ線が累積欠損金を表してございます。平成22年度以前ですが、これは、熱量変更事業の繰延償却費であるとか原料価格の高騰によりまして赤字が続いていた時代がございました。その結果、最大、累積欠損金が119億円まであった状況でございます。

その後、平成23年度以降につきましては、いわゆる設備投資の厳選等の効率化を図ることによりまして黒字に転換をしているところでございますが、令和元年度末におきましては、累積欠損金はまだ48億円でございます。

一方、右側のグラフですが、企業債、いわゆる長期借入金でございます。こちらも元年度末で残高は105億円あるといった状況でございまして、令和元年度の単年度損益は黒字でございますが、経営全体で見ますと、まだまだ経営改善の途上といった状況にございます。

では次に、発電事業についてご説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

右側の沿革でございますが、発電事業も、もともとは明治33年に民間が立ち上げたものでございます。それを大正10年に、ガス事業と併せ本市が譲り受けたものでございますが、戦時中に配電統制令といったものが国のほうから出されまして、一旦解散をした経緯がございます。

そして、戦後でございます。犀川総合開発事業という県の事業がございまして、そこに参画をするといったことで、発電事業が昭和40年に復活いたしまして、それ以降、いわゆる再生可能エネルギーの地産地消などを通しまして地域に貢献してきたといった状況でございます。

では、10ページをお願いいたします。施設の概要でございます。

こちらの右側の地図をご覧いただけますでしょうか。地図の左上側が市の中心部方向となっております。右下に犀川ダムがございますが、この下流側に3か所、また左のほうに内川ダムがございますが、その上流、下流にそれぞれ1か所ずつ、計5か所の発電所を有しているところでございます。

また、犀川ダムの下流に上寺津ダムがございまして、こちらは上寺津発電所で発電した後の水の流れを調整するためのダムでございますが、こちらも本市の発電事業の所有とな

ってございます。

なお、発電した電力につきましては、今現在では標準的な一般家庭の大体4万戸相当の量になりますが、その全量につきまして、令和7年度末までの長期契約を北陸電力と締結してございまして、全量卸供給をしているといった状況でございます。

11ページをお願いいたします。

電力供給量でございますが、本市ではいわゆる発電のみといったことではなくて、水道やかんがい用水を優先したダム運用を行ってきております。また、当然水力でございますので、大雪であるとか今の大雨であるとか、そういった気候の変動により発電量も変動することとなりますが、本市の発電事業につきましては、これまでの間、おおむね安定した電力供給を行ってきたところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

発電事業の財務実績でございますが、こちらは発電機の突発的な故障によります修繕費等が発生したときには、単年度で赤字を計上したことございましたが、おおむね安定的に黒字を確保している状況でございます。

また、過去になりますが、利益を活用いたしまして、市立の美術館用の美術品の購入等を行ってきた時期もあったわけではございますが、近年につきましては、例えば上寺津発電所は運転開始から50年を経過しているといったところで、設備の老朽化対策がございまして、今現在は利益を活用した地域貢献といったものは行っていない状況にございます。

次に、電力・ガスの自由化の動向についてご説明をさせていただきます。

資料14ページをお開きください。

最初に、全面自由化前の制度の大枠についてご説明をさせていただきます。

従来、電力・ガスにつきましては、それぞれ別個の市場が形成されておりまして、国が地域ごとに許可をした単一の事業者が、製造から販売までを一貫して行う地域独占制が採用されてきたところでございます。また、料金につきましても国の認可制でございまして、その中でも総括原価方式といいまして、事業運営に必要な原価に必要な報酬を乗せるといった形の原価算定方式が取られてきたところでございます。

こうしたことでの、市場別、地域別の一貫体制でこれまで来たところですが、こうした方針を取ってきた結果、電力・ガスの安定供給の確保に役立ってきた面がございます。

次に、15ページをご覧ください。

こうした中、企業の競争促進、また市場の活性化等を目指しまして、まず平成7年にガ

スの小売の部分自由化が実施されました。それ以降、電力も併せて小売の自由化範囲が段階的に拡大されてきたところであります。

さらに、企業の事業機会であるとか消費者の利益拡大を目標といたしまして、平成28年4月に電力小売が、平成29年4月にガス小売が全面的に自由化され、それまで別個に形成されてきました電力市場とガス市場の垣根がなくなり、この2つの市場を合わせた総合的なエネルギー市場が創出されたところでございます。

のことによりまして、右側のイメージ図にございますように、市場が合わさったことで電力会社がガス事業に、また反対にガス会社が電力事業に、さらには石油やLPG等の異業種からの参入も可能となっております。そのほか、電力・ガスのセット販売をはじめといいたします新たなサービスを生み出すための環境が整えられているといった状況です。

また、事業者間の競争によりまして、消費者にも料金の低廉化であるとか、消費者自身のニーズに合ったサービスの選択が可能になるといったことなどのメリットが期待されるようになったところでございます。

16ページをお願いいたします。

電力・ガス小売全面自由化という大きな制度改革によりまして、料金水準やサービスを競う時代に移っております。そうしたことでの、様々な民間企業が新たな料金メニューやポイントサービス、またセット割引などのサービスを次々に生み出しておりまして、多様なサービスが全国的に進展する状況になっております。

なお、公営企業につきましては、法令等の制約によりまして、民間同様のサービス展開は困難となってございます。

17ページをお願いいたします。

こちらは、事業者間の競争状況を示したものでございますが、やはり電力・ガス小売全面自由化を契機に競争が激化する様相にございまして、大手を中心とした電力・ガスの相互参入や異業種からの新規参入に加えまして、同業他社の営業エリアへの新規参入などのほか、企業間の連携といったことも進んでおります。今後ますます競争が活発化していくことが見込まれる状況にあるところです。

まずは事業概要、現在の自由化の動向について説明させていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から議事2資料につきましてご説明がありましたけれども、何かご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

私は、16ページの電力・ガス小売全面自由化によるサービスの多様化という、この資料は何度も見たことがあるのですけれども、概して民間の方が得意とされている内容で、公営企業の民営化という際に、民間の方が頑張って、私たちはこれだけできますよと、よく聞いたような経験がございます。

どんなことでも結構でございますので、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

小売全面自由化ということに即して申しますと、民間譲渡した結果、またさらに別の企業が参入して、そこで競争が起こるなどということも十分に考えられると、こういう想定でいらっしゃいますか。

これはもう全国的な流れでございまして、例えば大津市なんかも、新規参入したらまた新しいお客様を取りに行くという形で争奪合戦が起こる。そうすると、当然、料金も下がっていくということが期待されると、こんなことが現実にあるわけなんですね。

やはり発電事業をやっておられるというのは本当にユニークで、ものすごくメリットがあることで、特に今、非化石価値取引市場というのが出来上がってき、水力発電で発電しているということ自体がものすごい価値なんです。それをガス事業とセットで一括譲渡となりますと、譲渡をされる側も非常にメリットを感じて、価格提示とか様々なことに臨んでいくのだろうと思われます。ぜひその辺りのことも含めてお考えいただけたらなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 1つよろしいですか。18ページに製造部門（作る）、導管部門（送る）、小売部門（売る）と書いてございますね。作るのと賣るのは全面自由化ということですけれども、送るほうは従来どおり許可制ということなんですか。つまり、今あるガスの管は送るものですね。管は、今度、譲渡したら譲渡された会社に行くわけですか。

【委員長】 そうですね。

【委員】 その送る部分だけ許可制というのは、どういう意味ですか。

【委員長】 これは事務局からお答えできますか。お願ひします。

【事務局】 今ほどの、いわゆる送るといった部分についてでございますけれども、今回、事業譲渡の対象となる資産といったところも含めて、今回、事業譲渡したいと考えているところでございます。

ここに書いてあります、許可が残るといった部分でございますが、ガスの導管も、ネットワークのひとつなんですから、国の考え方でいきますと、今回、自由化したのは、どんどん民間に競争させると、その結果、収支で利益を出すといった趣旨で自由化が進め

られてきたところでありまして、そうすると、民間が競争する基盤がきっちりと整備しておく必要があるといったころであります。導管部分までを全て自由化してしまうと、例えばA社が持っているガス管をB社が使いたいと言っても、A社が断るということになってしまいます。それだと競争が起きないといったことになりまして、A社が持っている導管であっても、それはB社、C社、いろんな人が共通のルールで利用できる、そういうたもののかきっちりと保持しないといけないというのがこの考え方です。

【委員】 分かりました。NTTの話（送電）と似ていますよね。

【委員長】 電気通信網と同じで、要するに学問的には規模の経済性とか範囲の経済性と言われますけれども、無駄にガスパイplineを引いたり送電線を引いたりするのではなくて、もう十分な容量のものがあるんだったら、それをみんなで使おうと。そのためには、国がしっかりと料金を見ますよということなんですね。そこはこれからも続いてまいります。

【委員】 5つの発電所に多目的ダムがあり、水道とかにも使っているという話なんですか、ダム自体を譲渡するんですか。

【委員長】 事務局、お願ひします。

【事務局】 お示ししているところでは、犀川ダムと内川ダム、これはまず県のダムでございますので、譲渡対象ではございません。

もう一つの上寺津ダム、こちらは市の所有でございます。このダムは発電所の運転上、どうしても必要なダムであります。発電所を、水を通して発電するわけなんですが、その水をそのまま川に流してしまうと河川環境に非常に影響が出るといった意味で、流して、また一旦貯めると、そのためのダムでございますので、これはどうしても発電事業には欠かせないものになりますので、今回の譲渡対象と考えてございます。

あと、河川を使う際には、いわゆる水利権といったものがございますが、その水利権は、発電、水道、かんがい、それぞれの人がそれに許可をもらうことになってございます。また、お互いの水利権に影響が出ないようにといったことも、当然ルールづけもされているところでございますので、今回、金沢市の場合は、発電所で取った水を浄水場で利用している状況でございますが、仮にこれを民間に譲渡したとしても、それはあくまでも発電の水利権、発電所の資産でございまして、水道の事業には影響を及ぼさないといったところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしようか。お願ひいたします。

【委員】 16ページのサービスの多様化のところに6種類あるのですが、水力発電というものは、私たち消費者側から見ると、再生可能エネルギーはどうしても魅力があるものですので、そういう電源構成の多様化というか、そこもサービスの多様化の一つに含まれるのではないかと思うんですが、この6つには該当しないかなと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。

また事務局からも答えていただきますけれども、出典のところにございますとおり、資源エネルギー庁、国が出しました「ガス小売全面自由化の進捗状況について」という内容の資料ということからしますと、電源構成という、作る部分というよりは、実際に最終需要家が使われる上でどういうサービスやメニューを享受できるのか、こういう観点の資料ですので、例えば再生可能エネルギーを使ってうれしいというところが、これから課題だということなんですね。

事務局からお願ひいたします。

【事務局】 今言われたことの補足になります。電源構成につきましては、国がエネルギー基本計画というものを定めておりまして、その中で、今後は再エネを増やすといった方針が出されております。

使う側、消費者側から見た視点ですが、今現在は、例えば自分が水力発電の電気を使いたいとしたときに、それは供給電源としてなかなかまだ数がないといった状況でございますが、先ほど委員長からありましたように、電力の非化石価値といったものに非常にメリットを感じる消費者も当然いるといったことでございますので、それに対応した料金メニューも今後開発していくんだろうと考えてございます。

【委員長】 これからのお話ですね。

ほかにいかがでしようか。

そうしましたら、また何か気づかれた点がありましたら後で教えていただくということで、この議事に関しましてはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議事の3番、事業譲渡基本方針について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の議事3資料をご覧いただけますでしょうか。こちらの資料は、本年3月に策定いたしました本市ガス事業及び発電事業の譲渡に係る基本方針でございます。

1ページをご覧いただけますでしょうか。

まず、基本方針の策定に至った経緯でございますが、先ほど議事の2でご説明させていただいた、いわゆる消費者利益のさらなる向上を目標としたしました総合エネルギー市場の創出に加えまして、今後、人口減少、また地球温暖化対策の進展等も見据えまして、昨年度、あり方検討委員会を設置いたしまして、本市の両事業の今後の経営形態のあり方にについて検討いただいたところでございます。

その結果、両事業併せて「株式会社」に事業譲渡することが適当との答申を頂いたところでございまして、この答申に基づいて、市として事業譲渡の方針を立てたところでございます。

2ページをお願いいたします。ここからは事業譲渡の理由のご説明になります。3点ございます。

まず1点目の理由は、地方公営企業では法令等の制約により多様なサービスの提供が困難であるといったことでございますが、先ほどもご説明いたしましたように、電力・ガス小売全面自由化を契機といたしまして、電力・ガスの相互参入であるとか新規参入等によりまして、市場や地域を超えた事業者間の競争が激化し、電力・ガスだけではなく、通信など様々な分野を組み合わせたサービスが進展し、事業環境が大きく変化しているところでございます。

しかし、こうした中におきまして、地方公営企業については、法令等の制約がございましてサービス展開に限界がある。その結果、民間事業者同様のサービスの多様化が困難といったことでありまして、市民が自由化によるメリットを享受できない状況にあり、このことで他地域とのサービス差も生じているといった状況でございます。

次、3ページをお願いいたします。

理由の2点目でございます。こちらは、地方公営企業としての役割の希薄化といったことでございます。

ガス分野につきましては、これまで市民生活の利便性の向上等を目的として事業を拡大し、平成10年代初頭におきましては、供給区域内における一般家庭の約5割で都市ガスが利用されるようになっておりました。

しかし、その後のオール電化住宅の急速な普及や、街中における空き家の増加なども加わりまして、現在、家庭用普及率は、先ほどもご説明したとおり約30%まで大きく減少しているところでございます。

一方、事業所や公共施設等の業務用需要につきましては増加してきたということで、かつては家庭用中心でありました需要構造が業務用中心へと大きく変化している。その結果、本来の目的が薄れ、地方公営企業でガス事業を行う役割が希薄化しているといったことでございます。

また、発電事業につきましては、再生可能エネルギーの地産地消による地域貢献を目的としてきたところでございますが、電力小売の地域独占撤廃によりまして、現在、卸供給先であります北陸電力におきまして、地域を越えた電力小売が進展していること、また長期契約が切れました後は、法律の原則に基づきまして、全国の電力小売事業者を対象とした一般競争入札の導入が必要になりまして価格の不安定化といったことも見込まれます。卸供給のみでは電力の地産地消の実現が困難といった状況もありまして、こういったことで発電事業につきましても、公営で事業を行う役割が希薄化をしているといったところでございます。

4ページをお願いいたします。

理由の3点目でございます。経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保するためでございますが、両事業の今後につきましては、ガス事業は他のエネルギー事業者とのさらなる競争激化に加えまして、人口減少や地球温暖化対策のための省エネルギー化の進展等により需要が減少するおそれがございます。また、発電事業につきましても、今後、一般競争入札の導入によりまして、売電価格が不安定化するといったことが見込まれる状況でございます。

このように、両事業とも経営環境が厳しさを増していくことが予測されます中、経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保していくことの重要性が高まっているところでございますが、地方公営企業はサービス提供範囲に制限があるほか、予算や料金など経営の重要な事項につきましては議会の議決が必要となっている。そうしたことでの経営判断に時間を要する場合もあることから、民間事業者に比べまして、経営の柔軟性、迅速性に劣る面がございます。

一方、民間の経営形態の中でも、株式会社につきましては経営面の制約が薄くなる、今後起こる様々な事業環境の変化に対し、柔軟かつ迅速に対応を図っていくことが可能でありまして、実際に全国のエネルギー事業者のほとんどが株式会社であることですか、地方公共団体が出資することも可能といったこともあり、今後の経営形態として最も適していると考えられるところでございます。

また、電力・ガスを合わせました総合的なエネルギー市場の形成がされていることを踏まえまして、株式会社によりガス・発電の両事業を一体経営することで、市場ニーズに適合した多様なサービス提供が可能となり、競争力の強化及び消費者利益の拡大が期待できるところでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の事業譲渡の目的でございますが、全面自由化を契機に進展しております多様なサービス提供を通しました市民サービスの向上、また、人口減少等の事業環境変化に柔軟に対応していくことによります事業の持続性の確保、この2点となってございます。

6ページをお願いいたします。

事業譲渡の基本的な枠組みでございますが、両事業を併せて本市内に本社を置く新設の株式会社に事業譲渡するものでございます。なお、新会社に対しましては、円滑な事業承継に必要な期間、本市職員を派遣するとともに、柔軟な企業活動を阻害しない範囲内で出資も行うこととしてございます。

譲渡の手法でございますが、3つのステップを踏んでいくこととしてございます。

最初のステップ1でございますが、これは新会社を経営する事業承継者を選定することであり、このために当委員会において、またご審議、ご審査を頂きたいといったことでございます。ステップ2におきましては、事業承継者に新会社を設立していただきまして、それに合わせ本市も出資を行っていく。そして、最後のステップ3で、最終的に新会社へ両事業を移し、譲渡対価の支払いを受けるといったものでございます。

譲渡対象資産につきましては、事業譲渡日時点において本市が所有いたします資産のうち、庁舎等の一部資産を除く事業用の固定資産及び現金・預金を除く流動資産といたしまして、事業承継者に有償で譲渡するといったことでございます。

また、譲渡価格の考え方でございますが、こちらについては事業用固定資産の詳細調査等、いわゆるデューデリジェンスを適切に実施した上で、将来の利益予測等の適切な方法による事業価値評価を行いまして最低譲渡価格を設定することとしてございます。

7ページをお願いいたします。

事業承継者の選定方法でございますが、こちらは当委員会におきまして、譲渡価格だけではなくて、安定供給、サービス水準等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により公平、公正な選定を行うものでございます。

選定要件につきましては、昨年度に実施いたしましたパブリックコメントにおきまして、

安定供給や保安の確保、またサービスや料金に関するご意見が多かったことを踏まえまして、事業譲渡後も市民の安全・安心の確保を図るため、適切な老朽化対策の実施や災害発生に備えた体制の確保、ガス事業法、電気事業法等の関係法令の確実な遵守等に加え、ガスと電力の一体経営による、地方公営企業では実施できない新たなサービスの創出や、ガス料金については、一定期間、現行料金を上限とすることなどを求めております。

また、地域経済活性化の視点から、新会社の本社の市内設立に加えまして、積極的な地元雇用の創出や技術力を有する市内事業者との連携を求めるほか、SDGsの推進等に向けたまちづくりに関する市との連携についても併せて求めてまいります。

さらに、円滑な事業承継に必要な期間、地方公務員派遣法に基づく本市職員の派遣や、新会社の柔軟な企業活動を阻害しない範囲内の出資の受入れ、一定期間における経営状況の確認も要件としてまいります。

8ページをお願いいたします。

最後にスケジュールでございますが、今年度は当委員会における審議、審査を経て、事業承継者となる優先交渉権者を決定し、来年度、令和3年度に新会社が設立された後、関係条例や財産譲渡に係る議案を議会にお諮りし、議決を経た後、引継ぎを行い、令和4年4月1日に事業譲渡を実施することとしております。

以上が本市の基本方針の説明でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から議事3資料のご説明がありましたけれども、何か質問とかご意見がございましたらご自由にお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 6ページのところなんですかけれども、(3)譲渡対象資産ということで、資産を事業承継者に有償で譲渡するとなっているのですが、上の図では新会社に譲渡するようにも見えるのですが、これは。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 正確な譲渡先は新会社のほうになります。その中の出資をしていただく方に、いわゆる資金等の出資を頂くという形でございます。

【委員長】 あと、出資比率をどうするのかといった問題は論点としてはあるということですね。

【委員】 今のに関連するのですけど、事業譲渡する趣旨はよく分かったんですが、単

純な方式ではなくて、事業承継者を決めて、そこが新会社をつくってそこに譲渡するという複雑なスキームを取っているんですけれども、それはどういう理由からなんでしょうか。

【委員長】 事務局、お願ひします。

【事務局】 これにつきましては、両事業とも100年やってきたといったところ、そうした歴史的な経緯といった部分も必要になりますし、パブリックコメントでもあったんですけども、民間ですと自由にいろいろできる反面、自由過ぎて不安な面もあるといったこともございますので、そこについては、ある程度市として何らかの関与が必要といったご意見があったところであります。

そうしたことでも踏まえまして、今回、おっしゃるとおり非常に複雑なものでございますが、地域経済の活性化といった点も踏まえまして、本市内に新会社を置いていただく、そこに対し、市が出資をするというスキームを立てたものでございます。

【委員長】 先ほど大津市の例を出しましたけれども、大津市の場合は、大阪ガスなど民間企業が複数、コンセッションという形で新会社、びわ湖ブルーエナジーの事業として行うという形でございます。このように、新会社を立ち上げていくことの透明性の高さというか、そういうものが非常に評判がいいところでございます。

ほかにいかがでしょうか。お願ひいたします。

【委員】 7ページの選定方法のところで、「譲渡価格だけではなく」と書いてあるんですが、この委員会では譲渡価格は決定しないんですね。

【事務局】 今後、公募関係の書類の中に募集要項といったものがございます。その中で、最低譲渡価格を設定しておく必要もございますので、その価格はこの委員会のほうでご審議を頂いた上で決定していきたいと思ってございます。

【委員長】 大変重要な点でございます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、この基本方針に基づいて進行していくということでおろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。それでは、今後の議事進行は事業譲渡基本方針に沿って進めていくこといたします。

ここからは非公開ということになりますので、傍聴人、報道関係者の方々はご退室をお願いいたします。

(傍聴人・報道関係者退室)

【委員長】 また、会議の開始から1時間経過いたしましたので、新型コロナウイルス感染防止対策として、換気の時間を設けたいと思います。11時3分まで、3分間ほど換気のための休憩といたします。お手洗いに行っていただいて構いません。

では、換気をお願いいたします。

(休 憩)

【委員長】 そうしましたら、続きまして、議事の4番、主要な論点の整理について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議事4の資料をご覧ください。当委員会におきましては、両事業の承継者となる最優秀提案者の選定を最終的な目的としているところでございます。

資料の3ページをご覧いただけますでしょうか。

一番右に「最優秀提案者の選出」とございますが、この資料はそこに至るまでの一連のプロセスを時系列でお示ししたものでございます。中ほどに網かけで「募集要項等公表」とあると思います。これがいわゆる公募開始を指すものでございまして、その前の準備期間、またその後の審査期間の2つにプロセスが大きく分けられるところでございます。

準備期間の中にございますデューデリジェンス、こちらは企業価値やリスクなどの詳細調査等でございますが、こちらについては、現在コンサルタントのほうで作業を進めているところでございまして、その結果等も踏まえまして、公募条件や選定基準等のご審議を頂きたい、その上で公募関係書類の取りまとめを行ってまいりたいと考えてございます。

公募開始後の審査期間につきましては、1次として資格審査、2次が提案審査でございまして、これを経て最終的に最優秀提案者の選出をお願いしたいということでございます。

資料5ページをお開きください。こちらは、公募までの準備期間において作成が必要となる書類を一覧でお示ししたものでございます。

簡単にご説明をさせていただきますが、まず1番の募集要項でございます。こちらは、事業承継者に対し求めます譲渡条件や最低譲渡価格等の公募上の基礎情報を記したもの。2番の提案要領は、2次審査における応募手続や提出書類等の留意事項をまとめたもの。3番の事業承継者選定基準は、2次審査における評価項目や配点等の審査基準をまとめたもの。4番の基本協定書（案）は、市と最優秀提案者、最終的には優先交渉権者といったことになりますが、そちらと締結する現段階でのひな形でございまして、内容は新会社の設立手続等を定めるものでございます。5番の事業譲渡契約書（案）は、市と新会社とが

締結いたします現段階でのひな形でございまして、譲渡価格や譲渡対象資産等を定めるものでございます。6番の情報開示資料は、民間側の今回の応募に対する応募可否の判断であるとか、提案内容の充実を図ることを目的としたとして、本市事業の財務情報であるとか設備投資計画等の情報を開示するものでございます。

7ページをお願いいたします。7ページは、応募書類のうち、募集要項につきまして、その内容を決定していく上でご審議を頂きたい主な論点を整理したものでございます。

1番に市の関与に関する論点とございますが、今回の事業譲渡は一般的な譲渡ではございませんで、市の出資及び出資以外の方法による経営状況の確認を行うこととしてございます。このため、市の出資水準であるとか、契約に基づく経営状況確認等の方法を定める必要がございます。

2番及び3番の基本条件や要請事項の設定等でございますが、事業譲渡基本方針に掲げた選定条件を中心に、譲渡に当たってガス料金やサービス等について、市が新会社に対し義務づけ、または努力を求める事項を定めていく必要があるといったことでございます。

4番は、公募への参加資格要件、例えばガス事業や発電事業の運営実績があるかないかといったことなどでございます。

5番は、譲渡条件のうち、価格面につきまして、最低譲渡価格の設定を行うといったものでございます。

なお、一番下のマーケットサウンディングの実施でございますが、これは募集要項等の内容を固めていく上で、民間側に対しまして、意向等を把握するための手続となってございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

ただいま事務局から議事4資料につきましてご説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問がありましたらご自由にお願いいたします。

【委員】 3ページなんですが、事業譲渡のプロセスの資格審査のところなんですが、これは資格を有するかどうかという審査なんですか。それとも、企業内容というか事業の内容、提案者の内容を審査するということなんでしょうか。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 資格審査でございますが、その後、2次審査に進んでいいかどうかということになるんですけども、その上で、先ほど少し言いましたけれども、これまで両事業

の実績があるかないかといったことが1つの考え方でございます。この項目の2つの事業を併せて経営をやっていけるかどうか、そうした能力や体制がちゃんと確保できるかといったことなどでございまして、この辺はどういう設定をするかというのは、またこの委員会でご審議を頂きたいと考えてございます。

【委員】 この場合は、例えば資格があるというふうに認定されれば、全て最終まで行くという考え方なのか。それとも、例えば2者選ぶ、3者に限定するとか、そういうのはいかがでしょうか。

【事務局】 応募者数の数に影響されることもあるのかかもしれないですけれども、基本的には1次審査に手を挙げて、通った方が2次審査に必ず出るかどうかというのは、実はそうではないんです。他の事例では事業者が減る場合もあると。基本的には当然意欲があって来ている会社さんになりますので、1次が通れば2次ということも出てくることになるんですけども、場合によってはそういったこともあるということも考えております。

【委員】 ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。お願ひいたします。

【委員】 応募するときに、事業継承者として応募するわけですよね。そこから新会社が設立されるときに、例えばA社、B社、そして市と、複合的に新しい会社をつくっていくという可能性はありますよね。そういった場合に、資格審査の対象は、A社という事業継承者のほうを審査する形になるのでしょうか。それとも、新会社を設立するというと、仮設といいますか、架空の企画書というか提案書になりかねない部分があるかなというふうに思うんですが。

【委員長】 事務局、お願ひします。

【事務局】 今後またご審議を頂きたいのですが、今回はガス事業と発電事業の2つになります。全国的に見ても、両方をやっている会社はなかなか数が少ないとこともありますので、基本的にはグループをつくって、手を挙げられるというふうには考えておりますが、募集の条件の中で、単独じやないと駄目とか、グループでもいいよとか、そういった決めも必要になってきますので、まずはそこを決めていただきたい。

その結果を踏まえて、グループで出るよという話になれば、最初からちゃんと組んでいただく、最後までずっとそのままというのが大事になってくるかなとは思っているところでございます。その辺もまた併せて皆さんにご審議を頂きたいと考えております。

【委員長】 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。

今ちらっとご質問があった、新会社が幾つかできる可能性があるという、そういうことをお考えなんですか。

【委員】 いや、幾つかというか、まあ、応募する数が多くなればそういうことですけれども、1つの新会社を設立するにしても、単独、A社だけとは限らないかなと思ったものですから、資格審査の時点で、事業継承者Aというところの企業の規模であるとかといったものを出すのか、B社も含めた形での新会社の構想みたいなものが資格審査に乗ってくるのかという確認です。

【委員長】 事務局としては後者なんだと、そういうお答えでよろしかったですね。

【事務局】 と思っておりますが、そこはまた審議で決めて頂くことになると思います。

【委員長】 なるほど、分かりました。

【委員】 実際、A社とB社で新会社をつくるときには、A社が何%の株、B社が何%の株ということになるんですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 市もどれだけ出資するのかと、こういう問題もあるでしょうね。

他にいかがでしょうか。

3ページにあります公募プロセス期間の真ん中辺りの「競争的対話」、その下に「現場視察」とございますけれども、これは企業が現場視察するチャンスもあるよと、こういう趣旨でしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】 資料の3ページですが、一般的なプロセスでございます。通常は1次審査、いわゆる応募資格がある方に対しまして実際に現場を見ていただく、実際どういう提案を求めるかという詳細な協議をしていくといった場を考えているところでございます。

なお、現場視察につきましては、後ほどの議事でまた少しご説明をさせていただきたいと思っておりまして、今回の譲渡のプロセスでいきますと、1次審査が終わる頃には冬になります。本市の水力発電所については山間部でございまして、気候の状況によっては大雪で行けない、要は現場視察ができないといった可能性がございますので、お認めいただきましたら、今月から来月にかけまして、民間を対象とした現場視察を予定させていただきたいと思ってございます。この件はまた改めてご説明させていただきます。

【委員長】 それでは、お願いいいたします。

他にいかがでしょうか。

【委員】 7ページに主な論点がまとめてあるわけですけれども、選定委員会なので、プロポーザルで出てきたのを選ぶ委員会だと思っていたら、その条件も全部この委員会に譲るということなんですか。7ページ全部ここでやるんですね。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 応募前の公募資料を作る中では、これ以外にも様々な論点がございます。

ただ、事務的に処理できる部分もございますので、そうしたところについては事務局のほうで整理させていただきます。こちらの会議のほうでは、ここに挙げさせていただいた論点、どれも重要な論点でございますので、その点についてはぜひご審議をしていただきたい、その結果をまた事務局のほうで取りまとめをさせていただきたいといった趣旨でございます。お願いいいたします。

【委員長】 論点は多岐にわたりますけれども、また後で出てまいります募集要項等に関連する膨大な資料、これはまた細かくご議論いただくことになりますので、よろしくお願ひします。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、こういったものが主要な論点だということで、今後の議論を進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり） ありがとうございます。それでは、こういったものを主要な論点として議論を進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事5番、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 議事5資料をご覧ください。2ページをお開きください。

今後の本委員会のスケジュールについてでございますが、次回の第2回につきましては、7月下旬から8月上旬までの間に、委員各位に本市事業へのご理解をさらに深めていただきたいといった趣旨で、ガスと発電の施設の現場見学をぜひ実施させていただきたいと考えてございます。

また、少し先ほどご説明いたしましたが、同じ時期に本件事業譲渡に関心のある民間企業を対象といたしまして、こちらも事業に対する理解醸成、また公募参画意欲の向上といったことを目的に、現場見学会、またMSとありますけれども、マーケットサウンディン

グ、民間との対話でございます、こちらのほうも実施をさせていただきたいと考えてございます。

次に、第3回でございますが、これは8月末頃に開催させていただきまして、事業価値算定の中間報告、また募集要項、提案要領等の公募書類を具体的にお示しさせていただきながら、今日提示をさせていただきました主要な論点等に関する基本的な方針等を掲げさせていただきたいと考えてございます。

3ページの第4回でございますが、こちらは9月の下旬頃に開催させていただきたいと思っておりまして、事業価値算定結果等の報告、それを踏まえました最低譲渡価格の設定等についてご審議を頂きまして、公募書類の最終的な取りまとめをさせていただきたいといったことでございます。

そして、10月までには募集要項等を公表いたしまして、その後の具体的な委員会開催の時期等は、また改めてお諮りさせていただきたいと考えてございますが、1次審査、2次審査を経て年明け2月にかけまして最優秀提案者を選出する予定としてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

事務局から今後のスケジュールということでご説明いただきましたけれども、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

7月下旬から8月上旬に行われます現場見学会というのは、市としては2回されると、我々のためにされ、また民間企業のためにされると。

【事務局】 はい。具体的な日時はまた日程調整をさせていただきまして、また改めて設定させていただきたいと思います。

なお、民間のほうの現場説明会ですが、準備もありまして、一応今月下旬には開催したいと考えております。

【委員長】 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。お願ひいたします。

【委員】 民間企業に対する現場説明会、あるいはサウンディングの周知というのはどういう形でされるのか、確認だけしておきたいと思います。

【事務局】 民間にに対する案内は、基本的にホームページでさせていただきたいと思っております。これまで幾つか、実際のところ、民間企業からのお問合せは複数ございますが、公平に公募を進めるといった趣旨から、企業局のホームページのほうへ開催日時等を

お知らせさせていただきたいと思ってございます。

【委員】 一応そのときにある程度、周知期間というか、そこは取った上で、ホームページでお知らせしておいたほうがいいかなと思います。

【事務局】 今のところ7月下旬に開催したいと思っておりまして、今日お認めいただければ、速やかに告知をしていきたいと考えております。

【委員長】 そうしましたら、この資料で示されておりますスケジュールで進めてまいりたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございました。それでは、事務局にはこれらのスケジュールに従って準備を進めていただきたいと思います。

続きまして、議事の6番、募集要項に関する事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議事6資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。

2ページは、先ほどの議事で整理いたしました募集要項に係る論点を改めて示したものでございますが、表の一番右側に数字が記載しております。これは、本日第1回と、次の次、第3回にご審議を頂く項目を挙げさせていただいているものでございます。

本日は第1回、6つの項目についてご審議を頂きたいと考えてございますが、他都市の事例やまた民間との対話、これを踏まえて詳細な検討を行う必要があると考えております。本日は、まずは各項目の内容の確認を中心にさせていただきたいと思っております。最終的には第3回の委員会でご決定を頂きたいと考えてございます。

各項目の内容につきまして、資料の7ページ以降で詳細な記載をさせていただいておりますが、説明につきましては、3ページから5ページでサマリー、いわゆる要約をしたものをおつけしてございますので、こちらのほうでご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、3ページをお開きください。

まず1点目の論点でございますが、市の出資でございます。

右側の論点要旨をご覧いただきたいのですが、市の出資の目的は、主に市民の安心の確保といったことと、職員派遣をする上で、地方公務員派遣法上、出資が必要といった要件もあるということでございます。また、事業譲渡の基本方針におきましては、出資比率に関連するものといったとして、柔軟な企業活動を阻害しない範囲内での出資といったことが定められておりますほか、出資とは別の方法で、一定期間、経営状況確認を行うことも

定められているところでございます。

これらのことと踏まえまして、論点としては、市の出資額・出資比率、また市の出資期間、出資と出資以外の契約条件の組合せといった3点が挙げられるところでございます。

まず、出資額・出資比率についてでございます。表にございますが、出資の額・比率を高めますと、市の経営関与が高くなる。その結果、市民の安心感につながるといったことがあります反面、市の出資額が多額になる。そうすると、財政負担が大きくなるといったことがあります。また、新会社の経営の自由度も低くなるといったことが生じるデメリットがございます。逆に、出資の額・比率を低めますと、新会社の経営の自由度は高まって市の財政負担も小さくなりますが、反面、出資という点で市の関与が低くなるといった状況にもなります。

次の出資期間でございますが、市が長期間にわたって株を保有していけば継続的な経営監視が行えるといったことがあります、その反面、経営の自由度に障害を生む可能性があります。また、いずれかの時点で市の出資をなくす、出資を引き上げることで新会社の経営の自由度が高まるといったこともあります、一方、市の出資による関与がなくなるといったデメリットもございます。

そこで、市で出資の水準や期間だけにこだわるのではなくて、契約条件として一定の約束を新会社にさせる、こうした組合せも検討が必要とされているところでございます。

4ページをお願いいたします。

2点目の論点でございますガス料金の水準の維持でございます。先ほども少し触れましたが、パブリックコメントでも、一部、民間になった場合に料金値上げが不安に感じるといったご意見もあったところでございまして、こうしたことを踏まえて、基本方針では選定要件の一つに、一定期間、現行料金を上限にすることを定めたところでございます。そこで、新会社に対し料金水準維持を義務づける具体的な期間、これをどの程度にするのかといった検討を行う必要がございます。

次の3点目の論点、サービスの向上でございます。基本方針のほうでは、選定要件の一つとして、ガス事業と発電事業の一体経営による新たなサービスの創出といったことを定めたところでございます。公営企業では実施ができなかったサービスの創出、またその一つといたしまして、現在は行っていない電力小売を義務化するか否かといったこと、これらをいかに公募条件に整理をしていくかを検討する必要がございます。

4点目が地域経済の活性化でございます。公営から民間の事業者になる、また両事業の

一体経営を行うことによりまして、新たな雇用の創出が期待されるところでございます。
地元雇用を促すための方法等を検討する必要があるといったことでございます。

5ページの5点目の論点であります市民・市・地域との連携でございますが、本市内に本社を置く新会社となりますことから、地域に根差した総合エネルギー会社になってほしいといった期待もあるところですけれども、そうしたところより、災害時における市との連携やまちづくりに関する連携など、多様な主体との様々な連携を促すような公募条件を検討する必要がございます。

6点目の論点、現委託業者の活用でございます。現在、両事業と関わりを有します地元事業者の活用のことでございまして、この点を公募条件にどのように定めていくかといったことも検討していく必要があるものでございます。

以上、説明を終わります。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から、議事6番、募集要項に関する事項についてご説明がありましたけれども、こういった論点につきましては、今日何かを決めるということではなくて、第3回のときに決定をする予定のものであります。そういうことを踏まえて、今日闊達な議論を頂きませんと第3回の決定に至りませんので、ぜひともよろしくお願ひいたします。どなたからでもご意見、ご質問など、よろしくお願ひします。

【委員】 たくさんあるので何かあれなんですが、出資割合のところで意見ですけれども、結局、新会社に出資するのは、基本的に金沢市ともう一個という形なので、そことの間の約束で今後の経営をどういうふうにでもコントロールできるので、まず法律的には出資割合はほとんど意味のない話で、職員派遣するので、1株は出資しなきやいけないんでしょうけど。そうすると、契約条件が重要になってきて、出資割合はあまり重要じゃなくて、どこかに書いてありましたけれども、精神的なものというか、金沢市が見ているよという精神的な意味のほうが大きいのかなと。

法律的には、基本的に3分の1以上持つていれば拒否権があって、3%以上持つていれば帳簿閲覧権があるんですけども、そこも約束でどうにでもなる話なんですねけれども、いずれにせよ、企業活動を阻害しないと言っておきながら、3分の1以上持つことはないでしょうし、やっぱり形として3%は持つ必要があるのかなと、そんなような意見です。

【委員長】 ありがとうございます。

■ 委員がおっしゃった内容が、7ページから9ページ辺りの出資条件の整理のところ

の法律のことも絡めてございまして、さらに監視ですね、経営をどうやって監視できるのかという出資につきまして、それが10ページのところに、また法律に照らして、分かるように表になっておりますのでご参考ください。さはさりながら、結局は契約で、かなりいかようにもできるというのが現実社会の下ではあるわけですね。

3%という具体的な数字が出ましたが、参考にしていただきたいですけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

【委員】 質問です。要するに、今の企業局の職員が一定期間派遣ということですが、何人ぐらいで何年間ぐらいと思っておられるのですか。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 2つの事業に従事している職員の数が合わせまして135人いるところでございます。この職員が全て行くかどうかというのもあるんですけれども、その辺は市全体の人員計画との調整も必要であり、今後、市のほうで検討させていただくというところでございます。よって、何人派遣するかとか、何年派遣するかといった年数については、まだ決まっておりません。

【委員】 要するに、新会社側も突然素人を採用しても役に立たないとすると、どれぐらい来てくれるかというのは重要な観点だろうと思うので、その辺のこともありますよね。それと、だから市がちゃんと3%出資していますよというものが、多分働く方々にも安心なんだろうと、そういう議論ももちろんなされたと思うけれども、そのことはよく分かるので。一定期間というのは微妙ですよね。どれぐらい行くのか。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 一定期間の考え方ですが、市だけの判断では済まないんだろうと。やはり、いわゆる新会社の経営者にも最終的には話を詰めて聞いていくという必要がある。

【委員】 もちろんそうですけれども。

【事務局】 その辺の感触を、一旦、いわゆるマーケットサウンディングというところで、少し民間のご意見も聞きながら、参考にしていきたいというふうに考えています。

【委員】 基本的には、今の企業局の方がもし130人移ったとすると、それはきっと市の従業員規則のようなもののように扱ってもらって、ちゃんと定年まで働くとか、そういうほうが行く人は安心ですよね。

【事務局】 制度の補足説明をさせていただきますが、地方公務員派遣法というのがあ

りまして、今回は、それに基づいて派遣するといったものです。その法律に何が書いてあるかというと、株式会社に派遣すると、一旦、市職員としての身分、要は公務員の身分を辞める、一旦退職します。一旦退職しますが、それはあくまでも復職する前提での退職になっておりまして、派遣できる期間については、1回当たり最長3年間といったことも決められております。

【委員】 最長3年間?

【事務局】 1回当たり最長3年です。

【委員】 更新というのは可能ですか。

【事務局】 それをする場合も同じルールです。

【委員】 最低が3年間ですか。

【事務局】 最長です。1回当たり最長です。

【委員】 もう一つ質問。企業局のほうは130人近く新会社へ行きますね。その後の企業局はどうなってしまうんですか。

【事務局】 企業局では、今回のガス事業と発電事業以外にも、水道事業、下水道事業、また小さいのですが工業用水道事業を行っておりますので、そちらのほうは基本的に従来どおり企業局のほうでやっていきます。

【委員】 その分野に何人ぐらい携わっておられるんですか。

【事務局】 今、企業局全体で350人ほどおりまして、そのうち130人ほどがガスと発電になってございます。残りざっと220人ぐらいが従事しております。

【委員】 そういうことですね。分かりました。

【委員長】 したがいまして、出資を引き上げてしまうということで、出向されていた方も市に戻っていかれると、こんな出向計画もあり得るということですね。

【事務局】 そういう考え方でございます。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。お願いいいたします。

【委員】 今の出資比率絡みのところですけれども、例えば金沢市においては、そういう出資する金額の上限とか制限というのはあるのでしょうか。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 具体的な幾らまでというルールはないです。ただ、出資するイコール、いわゆる税金等を出資する形になりますので、そこは税等の収入とのバランスもあるし、市とすると、実際幾ら出せるかという、財政的な物の見方をしていく必要がございます。

【委員】 それにちょっと絡むんですけれども、先ほどの基本方針のところで、譲渡対象資産で、固定資産がガス事業122億、発電事業63億というふうに記載してある。そうすると、百八十数億円の固定資産が譲渡の対象になる。一般的に固定資産と設備投資の場合というのは、それを全部借入金で賄うということをやると大変なことになるので、ある程度は出資を受けて、資本金の原資を基に設備投資をするというのが一般的なやり方じゃないかと思うんですね。

そうすると、百八十数億円のうち、全てが資本金というわけには多分ならないと思うので、ある程度市も、3%という話は先ほど出ましたけれども、そういう出資割合になるくらいの資本金になるような導き方と言うのはおかしいですけれども、そういう資本金というか会社規模にしないと、3%というのはちょっと、何十億の話になってしまいますので、ご検討したほうがいいかなとは思います。

例えば、資本金10億ですと、3%というと3,000万ですよね。それは多分出ると思うんですけど、100億になると3億、億の話になってしまいますので、その辺も含めて、新会社を設立するときは、そういうことも少し打合せをしないと駄目なのかなと、今思いました。

【委員長】 事務局、よろしいですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 論点に入っていないんですけど、先ほどのお話で、事業譲渡を受ける側としては、とにかく人がついてきてもらえるのかというのが最も重要なところで、事業譲渡を受けたけど全員辞めてしまったら価値がなくなってしまうということは非常にがあるので、期間とか、それをどうしていくのかとかという職員派遣の論点は極めて重要なところだなと改めて思いました。

【委員長】 その辺りは、それこそマーケットサウンディングなどでしっかりと聞かれると。

事務局、お願いします。

【事務局】 この両事業は、いわゆる保安が非常に厳しい事業、保安規制が非常にきつい事業であります。そうすると、当然資格を持った人じやないとできない業務が多々ございます。今後、民間との対話をしていくんですけれども、恐らくはそうした有資格者の取扱いについてがポイントになるかなと考えてございます。

【委員長】 そのほか、いかがでしょうか。お願ひいたします。

【委員】 5ページの連携のところなんですが、上下水道事業との連携というのは、具体的にどのようなことを想定されていますか。

【委員長】 事務局、お願ひいたします。

【事務局】 市民・市・地域との連携のところですね。今こういうふうに上下水道と書いてありますけど、他都市の事例でこういったことが書いている事例がございます。

後ろのほうの詳細ページにあるんですけど、金沢でいきますと、例えばガス管が古くなつたから取り替えましょうといったときに、併せてすぐそばに古い水道管があれば一緒に取り替えましょうといったこともやっていますし、例えば災害があったときとか、やっぱり同じインフラです。ガスと水は違いますけど、やっぱり同じインフラということで、災害時対応といったことを少し考えていく必要があるのかなと思っておりまして、そこは先行事例でもあるのと、また、その程度がどうかというところもありますので、こういった項目が考えられるかと。

【委員長】 そのほかにいかがでしょうか。

【委員】 今のご質問に関連してですけれども、ガス管は随分一生懸命リニューアルされておられます。今、どんな状況なんですか。大分新しい管に替わった状況なのか、まだ相当古いのもあるのか。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 ガス管にはいろんな種類がありまして、今一生懸命替えているのが日本ガス協会という業界の団体があるんですけども、そこの団体のほうで、こういう管の種類は、長年、地面の中に埋めておくとガス漏れのリスクがあるといったことがあります。その対象となる管を今一生懸命取り替えしているということであります。一応今年度末でそれは全て終わるところです。

【委員長】 ねずみ鉄管からポリエチレン管にという、そんな話だと思います。

【事務局】 ねずみ鉄管は平成27年度に全て終わっておりまして、今、白ガス管への交換を進めています。それは一応今年度で終わるところです。

【委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、ただいま頂きました意見を踏まえて、事務局と議長のほうで調整したいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしくございますか。

(「はい」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局におかれでは、第3回の会議で資料を調べて提出いただくようにお願いいたします。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【委員長】 続きまして、議事7番、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元に議事7資料、A4の一枚物があるかと思います。こちらをご覧いただけますでしょうか。

本日の最初の議事1のほうで、会議については非公開で行うとなってございましたが、やはり市民と情報共有をしていくといった観点も非常に大切と考えております。今後、各回、本日の会議も含めまして、委員会終了後、遅滞なくホームページのほうで、ある程度情報提供をさせていただきたいと考えてございます。

内容については、記載の①から⑤の部分となってございます。

この中で、⑤の部分、議事要点とありますが、通常、会議録であるとか議事要旨といったものが一般的なんすけれども、今回、他都市の事業譲渡を扱う事例においては、ほとんどが出されていないといった状況になっています。

ただ、本市とすると、少し出したいといった趣旨で、少し簡易な、ポイント的なところを箇条書き程度にまとめさせていただいて公表していきたいと思っておりまして、どういったことを出していくかというの、できましたら委員長と事務局のほうにご一任いただけたるとありがたいと考えてございます。

あと、今回、ご用意していないんですけど、第2回はいいんですけど、第3回の会議以降の会議の公開・非公開といったことをご協議いただきたいと思っておりまして、今後、審議内容が具体的な公募条件に関わるお話となります。また、公募後の審査の段階に入っていますので、これを公開で行うといったことになりますと、情報公開条例上、いわゆる情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）にも引っかかってくる可能性もありますので、できましたら、次回以降の会議については、最初から非公開で行わせていただきたいといったところでございます。この2点についてよろしくお願ひいたします。

【委員長】 ありがとうございました。

では、まず1点目、会議後の情報公開、これは冒頭の質疑でも████委員からございまし

たけれども、趣旨に沿うようなお考えだったなというふうに思いました。お認めしてよろしいでしょうか。

【委員】 これは委員名と発言が載るんじゃなくて、要点が載るんですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 お願いします。

【委員】 ホームページに出すときに、一度委員長さんに事前確認だけは取っていただいたほうがいいのかなと思います。

【事務局】 はい。

【委員長】 喜んで。

そうしましたら、1点目はそのようにさせていただきます。

2点目は、次回以降の非公開の件でございます。ご意見、ご自由にお願いいたします。

これはやむを得ないでしょうね。公開の原則とはいえ、これは非公開ということで進めさせていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように決しました。ありがとうございます。

そのほか、今日の会議で言い忘れたこととか、何かございましたらご自由にお願いいたします。

どうぞ。

【委員】 公開するのは議事要點で、これは構わないと思うんですが、この会議そのものの議事録というのは残されるのでしょうか。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 会議の議事録につきましては、しっかりと調製をさせていただきます。

【委員長】 そうですね。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、本日予定されていました議事は以上となります。

本日は、第1回目の委員会ということで、委員の皆様に、まずは金沢市のガス事業及び発電事業の概要、事業譲渡基本方針についてご認識を共有していただき、公募条件の審議を始めいただきました。次回は現場説明会を開催することですので、事務局には準備をお願いしたいと思います。

それでは、次回の予定と事務連絡について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、次回の予定につきましてご説明させていただきます。

第2回目につきましては、今、委員長からもございましたとおり、7月下旬から8月中旬に現場見学会を予定しております。詳細につきましては、日程等、また別途、お知らせをさせていただきます。ご多忙中、誠に恐れ入りますが、ご出席賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、本日お配りした資料でございますけれども、非公開情報も含んだ資料となりますので、お取扱いにつきましては十分ご注意をお願いいたします。なお、秘密保持誓約書につきましては、お名前をご記入いただきましたら、そのまま机上に置いておいていただければ結構でございます。よろしくお願ひします。

では、長時間にわたりまして、委員の皆様におかれましては熱心にご議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —